特別栽培 節減対象農薬の成分回数カウント表

生産者：＿＿＿＿　作物名・作型：＿＿＿＿　ほ場番号：＿＿＿＿　慣行レベル（成分回数）：＿＿＿＿　5割の上限（成分回数）：＿＿＿＿

栽培責任者：＿＿＿＿

使用年月日	使用した段階（種子・育苗・本ほ場など）	農薬の名称	用途	有効成分	節減対象か（○・×）	今回数える回数	累計回数	備考

- 節減対象農薬の使用回数は、散布回数ではなく有効成分ごとの延べ回数で数えます。種子消毒や植付け前の土壌消毒も含みます。
- 慣行レベルは、地方公共団体が定めたもの（または内容を確認したもの）を書きます。

ミノリス（minorisu.com）

特別栽培 化学肥料の窒素成分量の集計

生産者：＿＿＿＿　作物名・作型：＿＿＿＿　ほ場番号：＿＿＿＿　慣行レベル（kgN/10a）：＿＿＿＿　5割の上限（kgN/10a）：＿＿＿＿

施用年月日	肥料の名称	化学肥料由来の窒素の割合（%）	施用量（kg/10a）	化学肥料由来の窒素（kgN/10a）	累計（kgN/10a）	備考

- 化学肥料由来の窒素（kgN/10a）＝ 施用量（kg/10a）× 割合（%）÷ 100。例：化学肥料由来の窒素が8%の肥料を10aあたり40kg施した場合は 40 × 8 ÷ 100 ＝ 3.2kgN/10a です。
- 比べるのは化学肥料に由来する窒素成分量だけです。りん酸・加里の量は比較の対象になりません。有機質肥料に化学肥料が混ざっている場合は、化学肥料由来の窒素分を数えます。

ミノリス（minorisu.com）

特別栽培 集計と判定

生産者：＿＿＿＿　　作物名・作型：＿＿＿＿

項目	慣行レベル	5割の上限（=慣行レベル×0.5）	実績	慣行レベルとの比	節減割合（=1−比）	上限までの残り	判定（5割以下なら○）	慣行レベルの出典
節減対象農薬の使用回数（成分回数）								
化学肥料の窒素成分量（kgN/10a）								

ミノリス（minorisu.com）